

北海道北見商業高等学校いじめ防止対策等に係る基本方針

○いじめ「しない」「させない」「許さない」

~~~~~思いやりあふれる生徒の育成を目指して~~~~~

### I いじめ防止対策の基本方針の策定

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年4月、道においては、「北海道いじめ防止等に関する条例」を施行するとともに、平成26年8月には、いじめの防止のための基本的な方向や具体的な内容を示した「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月改定）を策定し、これまで、学校、家庭、地域社会、行政が一体となっていじめ防止等に係る取組みを推進してきた。本校においては、これらを実施するための校内体制について定め、安心・安全な学校づくりを推進することとする。

### II いじめ防止対策の基本方針

#### (1) いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法第2条により、次のとおり定義する。

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめの具体的な態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### (3) いじめの要因

- ①いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ②いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめの衝動を発生させる原因としては、a.心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、b.集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、c.ねたみや嫉妬感情、d.遊び感覚やふざけ意識、e.金銭などを得たいという意識、f.被害者となることへ

の回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ⑤いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) 基本方針

上記「(3) いじめの要因」に記載されている認識のもと、いじめ防止のための対策を次の基本方針として定める。また、3月には「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しを実施する。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ行為は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が理解できるように指導する。
- ③いじめの問題への対応では、生徒一人一人の個性や状況等に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けさせるなど、望ましい集団作りに努める。
- ④いじめの問題への対応は、保護者と十分な連携を取りながら信頼関係を構築し行うことに努めるとともに、必要に応じて、外部機関や関係諸機関との連携を図ることとする。
- ⑤いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つであるため、一人の教職員が抱え込むことがないように、学校全体で対応するための組織作りに努める。また、教職員のいじめに関する認識や指導方法等に差異が生じることのないように、研修会等を通して、共通理解に努める。

### Ⅲ いじめ防止対策のための組織

#### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に『いじめ防止対策委員会』を設置する。

#### (2) いじめ防止対策委員会の構成

◎教頭 ○生徒指導部長 ・教育相談担当 ・各学年主任

必要に応じて、担任・部活動等顧問・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等や外部関係機関を参集する。

#### (3) いじめ防止対策委員会の役割

『いじめ防止対策委員会』は、生徒指導部等と連携を図りながら、次の各項目の実施について統括する。

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ②いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。
- ③いじめの問題への対応に必要な情報の共有と収集及び記録を行う。
- ④いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議の開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤被害生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランを策定し、実施する。
- ⑥支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応を行う。

- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく企画と計画的な取組みを行う。
- ⑧学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行）を行う。
- ⑨学校いじめ防止基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組みを行う。
- ⑩いじめに係る相談や通報の窓口であることなどを周知する。

#### IV 未然防止

##### (1) いじめの未然防止

- ①いじめを「しない」「させない」「許さない」学校・学級づくり・いじめを生まない環境の醸成
  - 生徒が自らの考えを選択して決定する場の提供や自己有用感を感じて授業づくりを行う。
  - 生徒に、自他の意見に相違があっても、お互いに認め合いながら課題を克服する力を育む。
  - 生徒に、相手等への影響を考えて円滑にコミュニケーションを図ろうとする力を育む。
  - 全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりを行う。
  - 生徒が他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりに取組む。
  - 生徒個々に豊かな情操と道徳心を養い、必要な資質能力（・好ましい人間関係を構築できる社会性・規範意識・自他の生命を尊重する心・将来の夢を持ち、その実現に挑戦しようとする意欲）を育む。
- ②教職員の責務
  - 生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く。
  - 生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりを持つ。
  - 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう細心の注意を払う。
- ③特に配慮が必要な生徒（例）
  - 発達障がいを含む障がいのある生徒。
  - 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国に関わりのある生徒。
  - 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒。
  - 災害等により避難している生徒等。

##### (2) いじめの未然防止に向けた取組み

- ①いじめの未然防止に向けた指導の留意点
  - いじめの芽は、どの生徒にも生じ得ることから、全生徒を対象とする。
  - いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめと正面から向き合えるよう、指導内容を工夫する。
  - いじめの傍観者とならず、勇気を持って教職員へ報告する等、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える。
- ②いじめの未然防止に向けた指導の方向性
  - 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
  - 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
  - 学習やその他の活動において、自己有用感や自己肯定感を高める取組みを推進する。
  - 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育に取り組む。
  - 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動を行う。
  - 教育活動全体を通じた人権に関する教育を行う。
  - 生徒が自主的にいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- ③保護者等との共通理解
  - 年度当初のPTA総会や学級懇談会等の機会をとらえて「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

- 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブページに掲載する。また、改定の際には、保護者等の意見を反映できるよう参画方法を工夫する。

### (3) 学校いじめ防止プログラムの策定

#### ①事前準備

- 客観的な指標（繰り返し収集できる比較可能な形の数値）を用いる等して、自校の生徒の実態や保護者のニーズを把握する。
- いじめの未然防止に繋がる取組を精査し、整理を行う。

#### ②課題と目標の設定

- 自校生徒の実態に基づき、「課題」を設定するとともに、好ましい生徒の姿をイメージしながら、「課題」を克服し年度内に達成させたい「目標」を設定する。

#### ③取り組みの設定

- 目標の達成に向けた取組を事前準備で精査した活動内容から決定し、実践へつなげる。

## V 早期発見・事案対処

### (1) いじめを見逃さない体制づくり

#### ①積極的な認知

- いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。
- 7ページ「いじめの早期発見のためのチェックリスト」等を活用し、生徒の観察を行う。

#### ②組織的な対応

- 全ての教職員に対し、いじめ防止対策委員会による対応が速やかに行われるよう、方針の周知・徹底を図る。
- いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用した校内研修を実施する。
- 教職員は、いじめ防止対策委員会に、いじめに係る情報を速やかに報告し、情報の共有を図る。
- 学校は、家庭や関係機関等と適切な連携を図る。

#### ③適切な対処

- 学校は、いじめを受けた生徒といじめを通報した生徒の安全確保と不安解消を優先させる姿勢で対応する。
- 学校は、保護者とともに、いじめたとされる生徒に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する。

### (2) いじめの早期対応の具体的取組

#### ①いじめ実態調査アンケートの実施

- 年3回（6月、11月、2月）実施し、状況を把握するとともに、報告があったものについては速やかに聴取を行い、いじめ防止対策委員会と連携して対応する。また、アンケートの結果をいじめ防止対策に活かす。

#### ②ネットパトロールの強化

- 計画に基づき、ネットパトロールを定期的実施し、情報の収集に努める。

#### ③相談窓口の充実と活用

- いじめ防止対策委員会等と連携し、相談窓口の設置と相談活動の充実を図る。
- 教育支援ツール等のデータを活用し、情報の収集を図る。

#### ④個人面談（教育相談）の実施と効率化

○現在、各学年・分掌で別々に行われている個人面談の内容を精査し、内容の重複をなくす工夫を図るとともに、情報の共有システムを構築し、面談の効率化を図る。

○個人面談を行う場合に、いじめに関する状況を確認できる質問事項等を含めることで早期発見を図る。

○いじめに関する面談・相談については、特に周囲に気付かれないように配慮する。

(校内放送で名指しで呼んだりすることは避ける)

#### ⑤情報集約・共有のシステム作りを進める

いじめに関する情報や対応の状況を全教職員が把握できるように、情報の集約及び共有が速やかに行えるシステムを構築する。

#### ⑥特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を密にし、情報の収集を図るとともに、生徒が持つ個々の課題をサポートする体制を整える。

### (3) 組織的な対応の流れ(8ページ フロー図)

いじめに係る情報を得た教職員は、1人で抱え込まず、確実に「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応に繋げる必要がある。8ページのフロー図を参考にし、教職員間で組織的な対応の流れについて確認しておくことが重要である。

### (4) いじめ解消の判断の要件

①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月以上)

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## VI 関係機関(警察など)との連携

①北海道教育委員会や教育局にいじめの事実を確認した場合の報告や重大事態発生時の対応等について指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。学校だけで解決することが困難な場合は、北海道教育委員会に緊急支援チームの派遣を要請する。

②生徒の心身や財産に重大な被害が疑われる場合や、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

③家庭での生徒の生活、環境の状況把握や家庭の養育に関する指導・助言については、福祉関係機関と連携を図る。

④精神保健に関する相談や精神症状についての治療・指導・助言については、医療機関との連携を図る。

⑤地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの生徒の健全育成についての話を勧める。

## VII ネット上のいじめへの対応

### (1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどであり、決して許される行為ではない。

### (2) ネット上のいじめの予防

○保護者への啓発(フィルタリング等)

○情報教育の指導の充実

○ネットトラブル防止講話等の実施

### (3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報提供
- ネットパトロール（定期・不定期）
- ②ネットいじめへの対応
  - 状況確認→状況の記録→管理者への連絡（削除依頼）→警察への相談
  - いじめ被害生徒・加害生徒への対応

## VIII 重大事態への対応

### (1) 基本的な考え

いじめ防止対策推進法に定める重大事態「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の場合には、いじめ防止対策委員会が迅速に事実関係を把握し、設置者の指導・支援を受けながら、保護者等、地域、関係機関と連携して必要な措置をとる。

### (2) 重大事態とは（いじめ防止法第28条）

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 高額の商品を奪いとられた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - 年間の欠席が概ね 30 日以上の場合
  - 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (3) 具体的な措置

- ①設置者への報告
- ②生徒への質問票等による事実関係の明確化
  - 弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。
  - 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者等に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会等に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ③いじめを受けた生徒及び保護者等に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。
- ④一般生徒等のメンタルヘルスケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。状況により養護教諭やスクールカウンセラー、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の手助けを受け、生徒のケアに当たる。
- ⑤加害生徒に対しては、生徒指導部と連携し教育相談を行いながら「懲戒及び特別指導に関する申し合わせ」に沿った対応をする。その際、いじめた生徒が抱える問題や背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと指導する。
- ⑥学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（オホーツク教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## いじめの早期発見のためのチェックリスト

- いじめの早期発見に向けて、以下の視点で生徒を観察し、生徒が発信する小さなサインを見逃さないようにしましょう。気になる生徒の情報は、「学校いじめ防止対策委員会」に報告しましょう。

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

### 日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていことがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

### 授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

### 放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

## いじめ対応フローチャート

文部科学省が定めるいじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」で、「いじめか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。」としている。

### いじめの早期発見

①学校内外での生徒の行動観察（休み時間・登下校・インターネット等）

②定期的なアンケート等や面談の実施と実態の把握

③スクールカウンセラーの活用や教育相談、特別支援委員会との連携

④被害生徒や保護者、目撃した生徒からの訴え・相談

⑤地域の有志（学校評議員など）との連携

※からかいなどの行為も見逃さず適切に指導する。

### いじめの可能性発見

細かなことでも記録と報告。

#### ①状況の把握・情報収集

○発見した教職員は、「いじめ防止対策委員会（生徒指導部長）」に速やかに報告する。

○現段階の情報（5W1H）を記録する

把握（記録）する情報例

【時間・場所】いつ、どこで発生したか 【関係人物】誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか  
【内容】どのような行為を受けたか 【要因・背景】動機やきっかけ 【状況】行為の継続性

生徒指導部長に状況を報告

#### ②いじめ防止対策委員会、生徒指導部会で対応を検討

- ・被害生徒の心情に最大限配慮し、学校としての対応について検討する。
- ・調査…必要な事実関係を収集し、事実関係を把握
- ・対応…心のケアや安全確保など指導と支援
- ・調査結果等の管理職への報告・指示を仰ぐ
- ・指導方針の決定、指導体制の編成
- ・対処プランの作成（p10.11の支援シートを参照）

検討内容等を報告

校長

#### 重大事態の場合

- ・速やかに教育局に報告する。
- ・対応については教育局の指導・助言のもと対応にあたる。
- ・必要に応じて警察機関と連携を図る。

※重大事態とは  
生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合といじめが原因で30日を目安とし一定期間連続して欠席しているような場合。

#### ③職員会議の招集

- ・いじめの様態、対応について全教職員の共通理解を図る。

#### ④被害生徒・保護者への対応

- ・担任、学年主任（必要に応じて管理職、生徒指導部長）等、必ず複数で、かつ速やかに家庭訪問を行い、いじめの事実や学校の考え、指導方針などを伝え、今後の対応について理解と協力を得る。（必要に応じて謝罪を行う。）
- ・被害生徒が通常の学校生活を送ることができるように最大限配慮する。
- ・教育相談と連携を図り、面談等を通じて心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関と連携を図る。

#### ⑤加害生徒・保護者への対応

- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、いじめの事実確認を十分行ってから対応する。
- ・担任、学年主任（必要に応じて管理職、生徒指導部長）等、必ず複数で、かつ速やかに家庭訪問を行い、いじめの事実や学校の考え、指導方針等を伝える。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促す。
- ・解決に向けた取組について、保護者の協力を求める。
- ・必要に応じて教育相談・教育支援委員会と連携し心のケアを行う。

#### ⑥事後の対応について

- ・通常の学校生活に戻った後も、被害生徒・加害生徒の動向に注意を払う。
- ・解消の判断については、被害生徒本人とその保護者に対して実施した面談結果に基づき判断する。なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含める等、集団で判断する。
- ・クラスや部活動等で発生したいじめの場合は、再度、いじめのない集団を作るための必要な指導を行う。
- ・生徒会活動や学級活動等を通じ、いじめを許さない決意を表明し、いじめを見逃さない学校作りに努める。
- ・いじめ防止対策委員会により、いじめ解消の判断をする。

| 月   | 実施事項・取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 対応者                                                                        | 備考 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学式後の学校概要説明において、保護者に対していじめに関する本校の方針を明示</li> <li>P T A総会、保護者懇談会等がいじめに関する本校の方針を明示</li> <li>L H R、集会、生徒会行事など活用し、また生徒指導部だよりを発行し、全校生徒に対していじめに関する本校の方針を明示</li> <li>1学年校外研修において、ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンター等の初歩的なコミュニケーショントレーニングを実施</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第1回）</li> </ul> | 生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>1学年<br>生徒指導部                                    |    |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導に関する職員研修（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         | 生徒指導部                                                                      |    |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回いじめ実態調査アンケート（要局報告）</li> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ問題への取組状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第2回）</li> </ul>                                                                                                                                                  | 生徒指導部<br>各学年<br>生徒指導部<br>いじめ防対委                                            |    |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>学校祭事前指導</li> <li>防犯教室</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        | 生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                                    |    |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第3回）</li> <li>いじめ対策取組状況アンケート（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | いじめ防対委<br>いじめ防対委                                                           |    |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第4回）</li> <li>体育大会事前指導</li> <li>生徒向けリフレクションシートの実施（第1回）</li> <li>教員向けリフレクションシートの実施（第1回）</li> </ul>                                                                                                                                                       | いじめ防対委<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                          |    |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第5回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | 生徒指導部<br>生徒指導部                                                             |    |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回いじめ実態調査アンケート（要局報告）</li> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ問題への取組状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ問題への対応状況調査（要局報告）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第6回）</li> </ul>                                                                                                                     | 生徒指導部<br>各学年<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>いじめ防対委                                   |    |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート（生徒・保護者）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第7回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              | 総務部<br>いじめ防対委                                                              |    |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第8回）</li> <li>いじめ対策取組状況アンケート（第2回）</li> <li>生徒向けリフレクションシートの実施（第2回）</li> <li>教員向けリフレクションシートの実施（第2回）</li> <li>生徒指導に関する職員研修（第2回）</li> </ul>                                                                                                                 | いじめ防対委<br>いじめ防対委<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部                                |    |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会（定例第9回）</li> <li>第3回いじめ実態調査アンケート</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                | いじめ防対委<br>いじめ防対委                                                           |    |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談（アンケート結果を受けて）</li> <li>いじめ防止対策委員会（定例第9回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              | 生徒指導部<br>各学年                                                               |    |
| 備考  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援ツール（アセス・ほっと等）を活用した調査・面談等を年2回程度実施</li> <li>生徒指導部だよりの発行（月1回以上）</li> <li>ロジカルシンキングトレーニングの実施</li> <li>ネットパトロール（月1回以上）</li> <li>インターネット利用に関する安全教室</li> <li>スクールカウンセラー来校</li> <li>思いやりのある心を育むための活動（標語・ポスター含む）</li> </ul>                                               | いじめ防対委<br>各学年<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>生徒指導部<br>特支コーディネーター<br>生指部・生徒会 |    |

- いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなるケースについては、学校いじめ対策組織で本シートを活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えた丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めましょう。

### チーム支援シート

|     |    |          |
|-----|----|----------|
| 年 組 | 氏名 | 年 月 日 現在 |
|-----|----|----------|

### □ アセスメント

|        |                            | 1 問題点<br>気になる点、支援が必要なところ | 2 問題の背景<br>原因・背景として考えられるもの | 3 自助資源<br>児童生徒自身のよいところ | 4 援助資源<br>児童生徒の支えになるもの |
|--------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 学習面    | ・学習状況<br>・学習意欲<br>・学力レベル 等 |                          |                            |                        |                        |
| 心理・社会面 | ・情緒面<br>・ストレス対処<br>・交友関係 等 |                          |                            |                        |                        |
| 進路面    | ・得意なこと<br>・将来の夢<br>・進路希望 等 |                          |                            |                        |                        |
| 生活面    | ・学校内外の生活<br>・健康状況 等        |                          |                            |                        |                        |
| 家庭面    | ・生育歴<br>・家庭環境<br>・親子関係 等   |                          |                            |                        |                        |
| その他    |                            |                          |                            |                        |                        |



□ 指導・援助プラン

| 指導援助の目的        | 具体的な支援策     |    |    |     | 指導援助の効果 |
|----------------|-------------|----|----|-----|---------|
|                | 何をどのようにするのか | いつ | 誰が | どこで |         |
| 本人に対して         |             |    |    |     |         |
| 家庭に対して         |             |    |    |     |         |
| 学級（友人等）に対して    |             |    |    |     |         |
| 学級（HR）担任に対して   |             |    |    |     |         |
| その他（関係機関等）に対して |             |    |    |     |         |